

こども食堂物価高騰対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 秋田県こども食堂物価高騰対策事業の実施について、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「県規則」という。）及び秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課関係補助金等交付要綱（次条において「規則等」と総称する。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則等及びこども食堂物価高騰対策事業実施要綱に定めるほか、次に定めるところによる。

- 一 こども食堂 こどもに対して無料又は低額（こどもの利用料が1回当たり300円以下）で食事の提供（配食を含む。）を行うものをいう。

(補助対象者の範囲)

第3条 この補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、秋田県内においてこども食堂の運営を目的とした取組を自主的に行う団体・グループ等とし、次の各号全てに該当する者とする。

- 一 規約又は趣旨書を有し、支援・活動の実態が明確であること。
- 二 政治・宗教活動・営利を目的としていないこと。
- 三 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下でないこと。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金を交付する対象事業は、秋田県内においてこども食堂を実施する事業とし、次の各号の全てに該当するものとする。

- 一 地域に住むこどもを広く対象とする取組であること。
- 二 申請時点で補助対象期間の活動実態があること。
- 三 こども食堂におけるこどもの利用人数が、1回開催当たり平均5人以上であること。ただし、月2回以上こども食堂を開催し、こどもの利用人数が1回開催当たり平均5人未満となった場合で、補助対象期間のこどもの利用人数を6で除した結果が5人以上となる場合に限り、月1回開催当たり平均5人以上の利用があったものとして認める。
- 四 活動内容等を事前に周知及び公表していること。
- 五 その他秋田県知事（以下、「知事」という。）が必要と認める事項。

（補助金額）

第6条 補助金額については別表1に掲げるとおりとする。

（交付の申請）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和7年9月1日までに、知事に対し、こども食堂物価高騰対策事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出するものとする。

2 前項に定める申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 こども食堂物価高騰対策事業費補助金事業計画書（様式第2号）
- 二 こども食堂物価高騰対策事業費補助金申請団体等概要書（様式第3号）
- 三 こども食堂物価高騰対策事業費補助金事業計画書（様式第2号）に記載した活動の内容が分かる書類
- 四 こども食堂物価高騰対策事業費補助金申請団体等概要書（様式第3号）に記載した内容が分かる書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

（交付の条件）

第8条 補助金の交付を決定するに当たっては、県規則第249条の規定により、次の各号に掲げる事項について条件を付するものとする。

- 一 補助金を目的外に使用しないこと。
- 二 補助金の交付に係る証拠書類等については、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- 三 この補助金の交付を受けようとする補助対象者は、対象経費を重複して、他の規定による同種の補助金等を受けとらないこと。

(計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(交付決定等)

第9条 知事は、第7条の規定に基づき提出された申請書を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金等交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知する。

2 知事は、前項の審査の結果により、補助金を交付しないことに決定したときは、こども物価高騰対策事業費補助金不交付決定通知書(様式第7号)により通知する。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書(様式第8号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに状況報告書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、10月31日までに実績報告書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第 1 項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 9 条第 1 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金交付の請求)

第 14 条 前条の規定により交付決定された補助金の交付の請求は、請求書（様式第 4 号）により行うものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

- 一 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- 二 補助金の交付決定の内容又は交付の条件に違反したとき。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 25 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

別表 1 (第 6 条関係)

こども食堂の開催頻度 (注 1)	補助金額
月平均 1 以上回開催	31,000 円
月平均 2 回以上開催	62,000 円
月平均 4 回以上開催	124,000 円
備 考	
注 1 こども食堂の開催頻度は、次によるものとする。	
一 月平均 1 回以上開催とは、補助対象期間において、こども食堂の開催回数が 6 回以上であり、かつ、開催月が 2 月以上であること。	
二 月平均 2 回以上開催とは、補助対象期間において、原則としてこども食堂の開催回数が 12 回以上であり、かつ、開催月が 2 月以上であること。	
三 月平均 4 回以上開催とは、補助対象期間において、原則としてこども食堂の開催回数が 24 回以上であり、かつ、開催月が 2 月以上であること。	